

第六回 国会 衆議院 地方行政委員会 議事録 第十号

昭和二十四年十一月二十五日（金曜日）
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 大泉 寛三君 理事 川本 末治君

理事 喜六君 理事 野村 專太郎君

理事 藤田 義光君 理事 申中 豊君

理事 大石 ヨシエ君

河原伊三郎君 清水 逸平君

吉田吉太郎君 大矢 省三君

門司 亮君 床次 徳二君

谷口善太郎君 鈴木 幹雄君

出席國務大臣 木村小左衛門君

出席府政委員

内閣官房副長官 郡 祐一君

地方自治 政務次官 小野 哲君

地方自治行政次長 遠山信一郎君

（地方自治行政次長）
総務府事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

十一月二十四日

委員 淵上房太郎君 辭任につき、その補欠として小西英雄君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

地方行政調査委員会設置法案（内閣提出第三七号）

○中島委員長 これより会議を開きます。

本日午前十時この委員会の理事会を

第一類第三号 地方行政委員会議事録第十号 昭和二十四年十一月二十五日

開き、法案の扱い方について協議いたしました。会期切迫のときでありますから、なるべく質疑を取急ぐことにいたしました。なお政府当局の出席を要望した諸君に対しては、ぜひ希望通り出席せられるようにということで、大體懇談的な理事会で終りました。

日程の順序を変更しまして地方行政調査委員会設置法案、内閣提出第三七号、これを議題としまして質疑を続行いたします。昨日要求しております内閣官房長官も、もう間もなく出席せられるものと存じます。それからこの機会に申し上げておきますが、地方配付税に關して大蔵大臣に対する質疑があるというので、大蔵大臣の出席を要求したのでありますが、大蔵大臣は今日も衆参両議院の予算総会に出席しておつて、こちらへは出席できないということでありまして、かわつて政務次官が出席するということになりました。以上申し上げます。谷口君。

○谷口委員 地方行政調査委員会設置法案のことににつきまして、一、二質問したいと思ふのであります。

第三條の調査立案したものを内閣及び内閣を経由して国会に勧告するという点であります。これはシャープ勧告案の中に掲げてある点と、若干相違があると思ふので、大體事務的にちよつとお尋ねしておきたいのでありますが、内閣と国会に勧告するということが強調されていたように思ふのですが、ことに「内閣及び内閣を経由して」とお書きになったのは、何か特別な理由があるのですか。その点をお尋ねしておきます。

○木村國務大臣 お答えをいたします。前に、委員長のお許しを得まして一言申し上げておきたいと思ひます。このたびの第六臨時国会には、私の所管として、重要な法案をお手元に提出しておきながら、長らく休みましてまことに私の職責上申訳次第もないと痛切に自責いたしております。いろ／＼なとりざたもいたされたやうであります。事実私はその内容と云うか、その内訳を申し上げますと、固疾の慢性腎臓病を持つておりまして、ふだんから非常に多量の蛋白が血圧が上りまして、日にありますと二百を越えまして、二百三十くらい上るので、かぜをひきました際には、非常に慎重にやらねばならぬという医師の注意によりまして、静養いたしたことは事実であります。まことに申訳ない次第であります。議事を当面に置きながら裏面においていろ／＼な仕事をしておるといふやうな御非難も、予算委員会の席上におきましてございまして、それは工作ではあります。総裁もその他新聞記者諸君も、みな私の寝ている病室へ入り込んでの話をありまして、別に工作をして積極的な自分からいたしたなどという考えはございしません。その内容についてはここで申し上げる要もありませんから省略いたしますが、とにかく長い間欠席いたしましたので、諸君の御期待にそむ

きましたことは、どうぞ皆様方も御容赦くださいますように、ここに事情を具しまして、お断り申し上げる次第であります。

ただいまの谷口君の御質疑がありまして、国会に勧告としてあつて、内閣を経由するといふやうな文字とか、内閣へ勧告するといふやうな文字はないのに、提出いたしましたこの法案では、内閣を経由するといふ文字が入れてあるといふことは、少し権限に對して後退しておるのではないかと云うやうな意味の、御質疑であると私は解釈いたしております。もしそういう御質問であるといふならば、御説のやうに解釈ができぬこともないと思ひますが、本来はシャープ勧告案を忠実に実行いたしますことを法文に示しますならば、国会へ直接勧告することが至当でありましようけれども、御承知のやうに、わが国の行政組織法では議員が国会に提出するところの法律の立法権限があるのと、政府すなわち内閣が国会に提案するといふ二つより国会法において道が開いてございせん。そのためにどうしても直接設立せられた内閣所属の委員会が国会へ勧告する道がありませんので、もつとも勧告といふ字義に對しては、いろ／＼解釈もありまして、「経由して」といふ文句を差入れたやうな次第であります。

○谷口委員 その点についての論議は省略しますが、その次に第九條の専門調査員の任命の点であります。内閣総

理大臣が任命するといふふうになつております。私は先ほどのことにちよつと触れますが、シャープ勧告案がこうしろと言つておるから、そうしなければならぬといふ考えは、手頭持つておりません。日本にとつて一番適當な方法を考ええなければいけません。それから、その点は私はそうしなければならぬといふ考えは、毛頭持つておりません。従つて第九條の總理大臣が専門調査員を任命するといふ点を、勧告案にどうなつておるかは問題の外におきまして、これはぜひこの委員会自身あるいは會議の議長が任命すべきであつて、總理大臣が任命することはいかぬといふ考えを持つておる。これは木村さんが今度自治行政の主管大臣をやつておられるから、よく御承知だと思ひます。また本委員会の委員長をしておられる中島さんは、自治委員会會議の委員をなさつておられるからよく御承知と思ひますが、内閣の、あるいは總理大臣の任命とか、總理大臣から直接おつかつた形でどういふものができまうと、實際独自の立場に立つて自由な仕事ができない。これはむしろ會議の議長が任命すべきだといふ考えを私は持つておりますが、この点について今現に自治行政の中でいろ／＼の面に當面しておられる皆様方の御意見を聞きたい。總理大臣が任命すべきではなくて、會議の議長が任命すべきだといふ考えを持つておるが、その点、特に木村國務大臣の御意見をお伺ひいたしますのであります。

○木村國務大臣 會議の議長と申しますと、どういふ御解釈でありましようか。議長をつくるのでしうか。

○谷口委員 この會議には議長を置くことになつております。第六條に「會議に、議長を置く。」となつております。これは單なるこゝういふ集會を開くといふ種類の議長といふよりも、會議を代表するのだ。従つて會議の代表者、會議そのものが専門調査員を任命すべき形になつて来るべきである。内閣總理大臣が任命するといふことは、内閣の附屬機關になつてしまふ。頭が上らなくなつてしまふやうな状態にならないうに、會議自体が内閣に對して一つの権限を持つことにならなければいかぬ。その点について皆様方何かお考えを持つておられるだらうと思ひますので、それについての御所見を伺ひたい。

○木村國務大臣 御質疑の意味はよくわかりました。第九條に「専門調査員は、學識経験ある者のうちから、會議の推薦に基いて、内閣總理大臣が任命する。」とあります。これを推薦しますところの母體は會議そのものである。まして、別に内閣の息のかかつた者がこゝへ選ばれるといふやうな、こゝういふ御心配の弊はあるまいと考へております。

○谷口委員 その点もう一度念を押しておきますが、この場合に推薦の母體であるところの會議が、これを推薦するといふことは、これは一つの決定権を持つのであつて、總理大臣の任命といふことは單なる形式にすぎない、こゝう解釈してよろしうございませうか。

○木村國務大臣 それでよからうと思ひますし、立法の精神はさういふ精神

であります。この機關は總理府の機關になつておりますから、内閣總理大臣の任命といふ形式をとつておる次第であります。

○藤田委員 二、三質問したいと思ひますが、私の質問は事務的な点が多いので、政府委員からの御答弁で結構であります。

第一点は、第五條にこの會議の委員の任命方法が規定されておりますが、この委員がやめる場合の規定が全然欠けております。どういふ場合において委員はやめないのでか、第二條に臨時に總理府の附屬機關として設置するたに、この會議の存続期間中は最初に任命された五名はそのまま在任するの、か、たとえば刑事事件を起したとか、あるいは病気で重態であるとか、いろいろの理由、あるいはこの會議の性質からして、全委員が同一政党に所屬した場合におきましては、相當の弊害を予想されます。そういう場合におきましても委員は依然として在任するの、か、どうか、この点をまず伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 委員の在任の問題であります。これは臨時的な機關でございますが、二年内外の仕事を終りますれば、當然任務が終るわけでありまして、特に委員辞任補充といふやうな規定は設けなかつた次第であります。しかしながら委員自身が辞意を表明して辞表を提出するならば、途中においてももちろんやめ得るわけでありまして、ただいまお話がありましたやうな、以後において、たとえば政党的所屬關係等の変更があつたといふ場合にどうするかといふ点であります。これは当初の任命が、あくまでもその人がこゝういふ仕事をやるに最も適任で

あるといふ趣旨において選任をせられるわけでありまして、さういふ政党的所屬關係とかに關係なしに、もつぱらその人の手腕、力量、識見が中心で選任されると思ひます。さういふやうな点から委員を更迭するといふやうなことは、予想をいたさなかつたのであります。

○藤田委員 第十一條に、會議の庶務は地方自治庁において処理するといふ規定がございします。この法律の施行の途中において、自治庁が廃止になりました。この條文の修正をされた際には、當然この條文の修正をされる前提でございませうか。それから第二項の關係行政機關の職員を地方自治庁に兼務させるという規定がありますが、この兼務の発令権者はどなたか伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまの点は、当初事業審査の際に申し上げた案には、お話のやうなことになるのであつたのであります。その後いろいろと關係方面との折衝の結果、独立の事務局を置くことにいたしましたので、今のやうな關係の点は、政府案としても修正をいたしました次第であります。

○藤田委員 これは質問が逆もどりますが、第四條の規定でございします。第四條には、内閣は會議の勧告を尊重しなければならぬといふやうに書いてございします。この案がまとまる以前においては、内閣は、前條の計画に關する法律案を国会に提出しなければならぬ。この場合において、内閣は当該計画を修正しようとするときは、あらかじめ會議の意見を求めなければならぬといふ、非常に明確な規定がございしましたが、この最後案によりまして、非常に漠然として參つております。

す。しかも内閣がもし會議の勧告を尊重しない場合、どういふやうな制裁規定がございしますか。往々にして政治的にこゝういふ問題が生じて来るおそれがあるだらうと思ひます。簡単に御答弁願ひたい。

○郡政府委員 内閣は各般の政策を總合いたす責任を持つております。それから、十分他の政策との調和をいたす責任を持つておりますけれども、地方行政に關しまして、本委員會の勧告に對しては重大なる支障があれば格別でございしますが、しからざる限り、この會議の勧告は全面的に尊重する考えであります。法律の第四條もさういふ趣旨と理解しております。

○藤田委員 ただいま官房副長官の御答弁で、官房副長官の人柄からわれわれは御答弁をそのまま信頼できるものであります。もし勧告を受ける立場にある内閣にその人を得ない場合に、非常にいる／＼な支障を来すおそれがあると思ひますが、最初の原案をこゝういふふにかえられましたのは、會議があまりに強力になり過ぎる、内閣にあくまで主体性を置く。總理府の附屬機關であるから、内閣の地位を強化するために修正されたといふのが、真相でございませうか。

○郡政府委員 他にも、運輸省の關係かと存じますが、委員會につきましてこのやうな「尊重しなければならぬ」といふやうな規定の先例はございしましたし、趣旨におきましては、會議の勧告は全面的に努めて受入れる考えでございします。表現の上で内閣を拘束するやうな言葉は避けまして、實質においては十分委員會の立場は尊重されるものと思ひまして、このやう

にいたしましたわけでございします。

○藤田委員 この間地方行政調査委員會設置の提案理由の中ほどに、この會議は總理府の附屬機關とすることなく、日本學術會議と並び、相當独自の性格を持つ機關とすることとしたのであります。御説明になつておりますが、第二條にははつきりと總理府の附屬機關といふやうに規定されております。この点はどういふやうになつておりますでしょうか。

○郡政府委員 第二條には總理府の附屬機關となつておつたかと存じますが、これは學術會議の設置法につきまして、御審議を國會においていただきまして、際際も、學術會議が他の附屬機關よりも、より独立的なかつ中立的な立場を尊重するといふやうな趣旨で、特に學術會議についてあのような設置についての法律を規定したとされたこととでございします。それと同じやうな意味合いで、單なる附屬機關と申しますよりも、より強い勧告権等を持ちました意味合いで、委員會が設置できておるものと存じております。

○藤田委員 質問が少し飛躍しますが、第五條の委員五名の入選でございしますが、總理大臣が任命することになつております。この法律の施行時期も数箇月後に迫つておりますので、内閣においては大体入選が進んでいるのではないかと想像いたしますが、大体この第二項に例示されておりますいゆる被任命者の方々は、現職者が多いのでございませうか。あるいはすでに第一線を退いておる練達の方を簡拔される予定でございませうか。具體的な顔触れは拜聴できないと思ひますが、もしこゝういふ人を選びたいといふ

御意見でもあれば、拜聴したいと思ひますが、これは人選いかによりまし、会議の運営に非常に重大な影響を及ぼす関係がありますので、簡単に伺ひたいと思ひます。

○都府委員 本委員会の委員がきわめて達識経験の人を得ますことが委員会を権威あらしめるために根本的な問題であるから、よほどりつばな方を得たいものであるということは、この法律が提案をいたされます際から内閣として衷心考へていられるところであり、具体的にも、具体的の人選、あるいは具体的な人を選ばせませんでも、こういうような範囲という点につきましては、木村国務大臣の御意見等も十分承つてということにいたしておられますので、内閣といたしましては、いまだお尋ねのような点についてまで触れた段階には現在至っておりません。国務大臣の方からさらに詳しい点についてはお話を承れるかと存じます。

○木村国務大臣 この委員の任命につきましては、総理大臣の権限に属しておりますが、所管責任者といはしまして、私の方で選考いたしておりました。ただいままでの道程を申し上げますと、申し上げるまでもなく行政調査委員会といたしまして、非常な重要な会議でありまして、この会議の決定いかんによつては、あらゆる行政機関に画期的な革新を来すような、非常に大きな使命をもちましたところの最も重要な会議であります。従ひまして、この委員を任命いたします人選につきましては、慎重の上にも慎重を重ねて人選しなければならぬことと考えておりまして、ここ数日にわたりまして、最もこれに留意をいたしております。

が、人格、識見、学識、経験、あらゆる条件を必要といたしますことは御承知の通りであります。それについていろいろ當つておりますけれども、なかなか容易にそういう人物を得ることができません。できるならば現職でない、現職でないといふと、公務員でない方面から選ばないと考えておりますけれども、学者の方では大学の教授であるとか、あるいは経験者の方では、これまでの行政自治その他に経歴のあるような人であるとか、いろいろな方面で物色いたしておりますが、ただいま候補者といはしまして、四、五人意中を持つておりますけれども、まだこれを発表いたします時期に相なつておりません。従つて総理大臣の方へ人選についてまだ推薦をいたしておりますが、今臨時国会の会期満了までは、国会の御承認を得たいと考えております。なお五人のうちの三人の方は、法文にもありますように、各地方の公共団体の長の連合組織の代表者が推薦するものといふことになつております。この団体の推薦者も団体の部内からは、容易にこういふような人が得られないらしい状況でありまして、これも部外からたゞいま申し上げましたような学識、経験、識見、人格、あらゆる条件を具備した人を二名以上選び出す、そしてこれを選考するといふようなことになつております。その方面では、聞くところによりますと相当人選について進捗いたしておるといふことであります。以上のごとき道程であります。

○藤田委員 たゞいま国務大臣の御答弁にもございましたが、自治庁長官たる木村国務大臣が、この委員任命に對する實際上の管理責任者であるといふに、解釈してよろしうございますか。

○木村国務大臣 お説のように考えております。

○藤田委員 木村自治庁長官が實際上の管理責任者であるといふ御答弁を得まして、非常に安心したのであります。御存じのように法文の体裁から申しましても、この会議のねらいは、あくまでも市町村を第一に、都道府県、国といふふうな順序で、国家のあるいは地方の事務の徹底的な再編成をやるという会議であります。人選につきましては、私はぜひともこの地方行政に造詣の深い人を重点に選んでいただきたいと思ひます。ちまたのうわさによりますと、すでにこの委員の選任につきまして、関係各省が非常に競争してゐるといううなことを仄聞いたしております。従来の地方行政委員会としての体験からいたしまして、ぜひとも地方自治に關係の深い人を優先的に三名以外にも推薦してもらいたいといふことを、当委員会として特に官房副長官並びに木村国務大臣にお願いしておきたいと思ひます。

最後のお尋ねは第八條に参考人の出頭規定がございますが、その第二項に「前項の規定により出頭を命ぜられた参考人は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の旅費及び日当を受ける」といふふうになつております。この大蔵大臣を特に協議の相手に規定されたのは何か理由がありますかどう

か、それ／＼の氣持をいたしましては、ぜひともこれは自治庁が、ある間は、もちろん自治庁あるいは地方財政委員会等の事務局で、総理大臣から御相

談を受けて出していた方が、この会議の事情また法文の体裁にもマツチするのじやないかといふふうにご考慮しておるのではありませんか、この点に關しまして副長官の御意見を拜聴したいと思います。

○都府委員 この種の参考人につきましては、他に法務部の關係で、いろいろな委員会と同種の例が多いように考えておりますが、他にも相当法令の上で規定されておる場合がございまして、これらの場合に個々の旅費なり、日当をきめる事柄は、單に基準をきめることとございまして、個々のいかなる参考人が適當であらうかといふことは、會議がきめず場合にも、その当該の事務局、従つて地方自治庁とは、實質上は密接な關係を持つて、個々の場合にはきめると思ひますが、基準そのものは予算にも關係して参りますし、他の同種の参考人の場合とも均衡を保つ必要がありまして、基準をきめるために大蔵大臣が関與いたすといふぐあいに御了解を願ひたいと思ひます。

○門司委員 これは前に聞いておりますので、重複して御迷惑かと思ひますが、幸い郡さんがお見えになつておりますので、一応お聞きしておきたいと思ひます。

内閣に、ことに自治庁の中にさきに例の自治委員会があり、あるいは内閣の中にこれは総理大臣の法律制的の根拠のない一つの諮問機関ではあります。行政審議会といふものがあつて、いろいろ／＼／＼のものを審議されてゐるのであり、これと非常に重複するやうな形を示してゐるのであります。こういう強力な委員会ができました場

合におきましては、内閣の行政審議會は国全体のことを考へておりますので、多少意味は違ふかと思ひますが、そういうものの整理をされるというやうなお考えがあるかどうかということでありまして。

それからついでに木村国務大臣にお聞きしておきたいと思ひますことは、同じ大臣の所管の中に地方自治委員会とこの委員会との相互の連絡並びに協調について、大臣はどういうお考えをお持ちになつてゐるかといふことでもあります。そういうことをお聞きいたしますのは、この前の自治委員会設置の際にも、これとほとんど似たやうな案でありまして、ことに委員の選出等につきまして、委員の数は多少違つておりますが、實際上の問題としては、やはり地方の公共団体の代表者の推薦するものが委員に選ばれて來てゐるのであります。ただかわつてゐる言へば、この中には議決機關の代表者が入つていないといふ程度でありまして、大体似たやうなものであつて、仕事も似たやうな仕事である。これについてこの自治委員会との關係を、一応大臣からお聞きしたいと思ひます。

それからさういふ一つお聞きをしておきたいと思ひますことは、この大臣の説明書の中に「府県市町村等の規模の適正化といふことについて、研究を進めることになつてゐる」といふことが書いてあります。この規模の適正化といふものは、むろんわれわれの解釈からいたしますと、現在の境界の変更は御承知のやうに、あるいは世間でうわさされておりますやうに、廢藩置縣以來多少変革がなかつ

れば、自治庁の所管から離れるのではないかと、自治庁が世話をやくのであつて、できてしまえば別個の機関としてこれが動くのだと、私は感じました。これは内閣のいづれに所屬するかというのを、この際もう一度明確にしておいていただきたいと思ひます。

○木村國務大臣 會議がきつて重要な性を持つてゐる會議であるから、一年半や二年ではその調査ができぬではないかという御疑念があるようでございます。これは一年半か二年の暫定機關であるといふことは、われ／＼の見通しでありまして、まず一年半か二年先、最長二年あればこの調査は満了するものであるとわれ／＼は見越しておられます。シャウプ勸告案の趣旨にも、そう長く存置すべきものでないといふ趣旨は、十分に織り込まれております。と申しますのは、これが調査いたしましたものをただちにこの調査委員會會議そのものが、これを執行するわけではあります。この會議の下には、下と申しましうか、これに附屬したものとして専門調査員が二十名ありまして、そのほかにまた連絡員が三十名ありまして、これだけの人数で、そうして最高五人の委員は、その専門調査員なり連絡員の調査したものに對して、またここに慎重審議するといふような方式になつておりました。調査が完了いたしました。これは調査委員會會議がこの事務を執行するのじやありません。執行権のないものであります。どうするかと申しますと、これは法文にも書いてありますように、

最終の決定は國家の最高機關である國會がいたすことになつております。國會がこれを決定いたしますならば、政府において適當な処置をとつて、これを具體化するといふことに相なりまします。またその具體化する場合には、必要があればいかなる機關において、政府が設けるか、それはただいまから予測できぬこととあります。ただ調査機關といふものは、字句にありましますように、地方行政の調査の機關でありまして、調査立案の答申をいたしまして、國會へ提出すれば、それでその真否の最終の決定は、國會がこれを持つてゐるということに相なりまします。から、大体一年半か二年で終了するものではないか、こう考へております。

○門司委員 これができると、主管はどの大臣に所屬するのですか。

○木村國務大臣 主管は先ほど申し上げたように、これには國務大臣は關係いたしません。特に關係をいたさないことになつております。なぜかと申しますと、地方行政に關する地方自治の基礎の精神は、地方自治の獨立自治といふこととありますから、地方自治の獨立自治を行ふ調査に向つて、國務大臣といふ内閣の關員が入るといふことは、時の政府のいわゆる施政の方針のようなものに、これを誘致する。あるいはそれに威圧を加へるような感じを與へるということ、最も避くべきことであるからといふので、國務大臣は委員にも何にも關係いたしません。これは法文にもあります通り總理府の機關として、總理大臣直屬のものであります。但し自治庁が存在してあります。自治庁は自治庁の存在の意義によりまして、地方自治に關しますこと

とはおせわ役をしておりますから、この會議のおせわは間接にいたしますことはもとよりであります。

○床次委員 先ほど大臣から御答弁がありましたが、この會議は將來の日本の自治政治を完全に發達せしむるためには、まことに重要な役割を持つております。ただいまお話のありましたごとく、でき得る限り色彩を持たない立場にあり、しかも県、市町村、並びに國の事情に通じた者が結論を出すべきものである。これは當然であらうと思ひます。それで先ほど谷口委員から御質問もあつたのであります。が、この委員會會議がその結果を内閣に報告し、あるいは内閣を経由して國會に報告するといふことに對しまして大臣から御答弁がありました。が、大体建前から申しまして、國會に報告することとシャウプの勸告の趣旨でもあり、方法とは両方あるといふことを大臣も申されておりました。内閣に報告した方が立法上いくら便利であるかのような氣持で、お答えになつたような氣持がするのではありませんが、本來の建前から申しまして、やはりこれは國會に報告するのが建前であるといふことを、私は最初に申し上げました。現在の日本の自治の立場を十分に考へておられるところがないといふことが、今までの大きな欠点であつたと思ひます。今日の事情から見まして、國の方は健全財政を主張しておりますが、その犧牲となりましては地方の財政であるといふことが、現実に現れておるのであります。これが内閣の意見によつてある程度まで左右されるというやうなことになるやうなところ、將來健全に發展せしめようとするところの地方自治が、あるいはゆがんでしまふかもしれないという懸念もなお残つておると私は考へるのではありません。この機會にこゝう重要なものはでき得る限り理想に近い形にして設置されたいかと思ひます。あります。が、これに對して政府の御意見を伺つてみたい。すなわちかかる事柄は、やはり國會が得る限り妥當な結論を出し得るやうに政府が協力なさるといふ態度をとるべきではないか。本來から申しますれば、やはり國會が活動すべきものである。ただ現在の國會の事情から見ますと、いろいろの立場において、その機構が不完全であり、不なれであるといふ欠陥は持つております。従つて内閣の方が便宜ではないかといふやうなお考へも出ようかと思ひます。が、本來の國會の使命、また將來あるべき國會の活動方向といふものを見て参りますと、やはり國會に報告してもらひ、國會はその資料をもちましてただちに立法化してこれを實現するといふのが、ほんとうの建前ではないかと思ひます。大臣も今日の日本の國會がかうな方向に發展して参ることは、むしろ望んでおられるのじやないか、また地方自治もそのためによく發展するのではないかと考へるの方向に向つて努力するお考へを、お持ちであるかどうかといふことを承りたいと思ひます。

なにお第二といひまして、この會議を國會中心に運用せしめざる場合に、おきまして、いかなる支障があるかどうか。内閣に屬せしめて、この規定のやうに運営して参りますと、國會に所屬せしめ、國會に報告せしめてこれを運用して参りますこととの間に、い

かような不便があるかといふことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○木村國務大臣 床次委員の御質疑なり御意見は、私も全然同感であり、私もさういふやうに考へております。が、ただいまのところそれが率直にできかねるやうな國家行政組織法といふのがあります。また國會法には、内閣あるいは議員が提出しない、法案はかには國會に提案することができぬことになつております。この委員會會議がかりに内閣にただちに報告するとして、その手續がただいまのところはできません。さうして國家行政組織法において、總理府の機關といふことになつております以上は、やはり總理府を、内閣を経由するといふことにならざるを得ぬことになつております。が、御説のごとく私どもの希望いたしまするもの、國會独自の機關として國會独自の有機的にどん／＼やつて行くやうなことになるべく、民主主義の實現ができるものと考へております。ただいまのところ、そこまで行くことがい／＼な規定に制約されてできないから、こゝういふ法案を提出いたしましたので、打明けて申し上げますと、その通りであります。

○床次委員 ただいまの問題は、國會の立場からいたしまして、非常に重要な問題であります。これは當委員會におきまして十分研究すべき問題じやないかと思ひます。大臣も私の質問の意のあるところを御了解いたしたやうであります。現在の法案から申しますと、問題になつておりますのは、この第三條におきまして、「内閣及び内閣を経由して國會に報告する」といふ事項と、それからただいま

後段において仰せられました第二條の問題、これが行政組織法の規定に基いて設置してあるということが、一つの理由になつておるのでありますが、この第二條を改めて参りますならば、ただいまの御議論を必ずしもなさらずとも済むのではないかと感じます。討論をいたす時期は早いのであります。御当局のお考えをさしていただきたく思うのであります。この第二條の、国家行政組織法に制約されないところの委員会を置くことも可能なんじゃないかということを私考えるのであります。これに対しての御意見いかがでしょうか。あるいはたとえ第二條をこのままに残しておきましても、第三條において国会にまず勧告する。そして国会に勧告したあと内閣に報告するといふような形でもとれるのではないかと思うのであります。この疑問に対してどういふふうに考えておられるか、お聞きしたいと存じます。

○木村國務大臣 理想といたしましては、私もさういふふうに考えておりますが、ただいまの諸般の事情、規定なりをしんじやういたしまして、まずこの注文の程度において一応本委員会を設置したらよろうと考えまして、提案いたしました次第であります。

○床次委員 委員長にあつてお話を願ひたいのでありますが、この問題に關しましてこの委員会の立場におきまして、将来大きな問題を残すものと思ひますので、討論に入ります前に十分懇談の機会をお與えいたゞくように、特にお願ひしたいと思ひます。

○谷口委員 今床次委員の申されました懇談の機会を持つてもらえませんか。私もこの点、非常に重要な点だと思ひます。こういう行政組織法によつて委員会をつくるよりも、国会の中に特別委員会というやうな形でつくつてもいいんじゃないか、むしろその方が早いんじゃないかという考えを持っております。そういう点について、この委員会で十分に隔意のない懇談をやる機会があつてもいいんじゃないかと思ひます。

○中島委員長 速記をやめて、このままで協議をしたいと思ひます。その程度でどうですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 委員だけに限りますか。公開にしたいでしよう。——それでは速記をちよつとやめてください。

〔速記中止〕
○中島委員長 それでは速記をとつては、ただいまいふ御研究になりまして、討論に入る以前においてまだ研究を要する点があると思ひますので、本日はこれで質疑を終了して、討論に入るといふことはやめまして、明日午前十時委員会を開きまして、この案に對して討論に入り、採決に入りたいと思ひます。その間にどうか各党意見の一致を願ひたいと思ひます。なお本日は地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、この法案は蔵大臣及び大蔵省関係の政府委員の御出席がありませんので、これを延期いたします。本日はこの審議に入ります。どうぞさよう御了承を願ひます。

○野村委員 ちようど木村國務大臣がお見えになつておられますので、一、二の問題について、緊急にお尋ねしたいと思ひます。

今朝の新聞の伝えるところによりまして、先般の委員会におきまして、不動産取得税並びに入場税に關する問題を委員長さんの方から御指示があり、また実施時期に對しては、委員会としても十二月一日、すなわち臨時国会に提案を見て、十二月一日から実施ということ、大いに期待しておつたわけでありました。國務大臣並びに關係當局の努力は想像されるのですが、その後非常に困難な状態が考えられ、しかも不動産取得税に對しては、今住宅問題が深刻な状態にあり、いわゆる悪税、重税の結果が非常に臨路になつておる。しかもこれがシャープ勧告によつて撤廃することになつたことは、國民が双手をあげて期待しておつたのであります。しかもこれが実施時期が委員会としては十二月一日、また先般の國務大臣の言明によりますと、一月一日をもつて実施したいといふことであるが、われわれ委員会としては十二月一日にできなくても、せめて一月一日にできますならば、非常にいいと思ひます。けれども、現実にはこの問題が、もし年度内はこのままで行くといふことになりますれば、今住宅問題ばかりでなく、實際時々行われておること、正当な徴税の面に現れて来ないだらう、こゝういふ結果が非常に日本再建の上に大きな影響を來すのであります。これは先般の木村國務大臣のお話の通り、万難を排して一月一日、いわゆる年内に実現するように、ひとつ政府當局の勇断を促したいと思ひます。

あります。
それから入場税に對してもしかり、これは各党あげてこのことに期待しておつたのであります。これを年内に断行して行きますならば、地方自治団体に対しては有力なる財源ではあります。その減収にならないで、いわゆる成果を上げられることを、われわれは期待をいたしております。しかもこれに對する入場料金の統制等も撤廃して、その受入れ態勢は完備しておるのでありますから、こゝういふ点から考えますならば、特に都市における健全娛樂として、しかも今日の映画、演劇の状態からいたしまして、私は政府側が憂慮しなくても、そう減収にならずに行き得られると思ひます。せつかくシャープ・ミッシェンがこれを指摘いたしておられますから、この兩税に對しまして、少くとも一月一日から實現のでき得るよう、政府當局の特段の善処を要望したいと思ひます。この点に對して御所見を承りたい。

○木村國務大臣 この際速記をとめていただきます。

〔速記中止〕
○中島委員長 速記を始めてください。ただいま木村國務大臣から入場税の引下げ並びに不動産取得税の廃止に對して経過のお話がありました。この問題は当委員会におきましても、すでに委員諸君の意見が大体一つにまとまりまして、入場税の方は目下の場合においてはやむを得ないから十五割を十割に、演劇に對しては十五割を七割に、不動産取得税については全廢するといふ意見の大体の話し合ひがきまして、この法案を作成し、渉外課を経てその方面に承認を求めておつたのであります。

○中島委員長 速記を始めてください。委員長としまして関係務と会いまして事情を陳情いたしましたのであります。不動産取得税に對しましては、ただいま木村國務大臣が述べられたやうな意味であります。入場税に對しては私の述べた理由は、大体において今年度の入場税の収入は、予定より約一割増になつております。これは全国的には調査はできませんが、東京都のつり合ひを見まして一割だけ増収しておるのであります。それからこれまでの入場税の収入の慣行としまして、來年の三月分の入場税は二十五年度に入るであります。二月で打ち切れるわけですから、こゝういふわけです。私の方の委員会としては十二月一日を標準としたのであります。十二月一日から減税しなしても減税する月数は三箇月である。これまで収入に當りました月数は、この約三倍に當ります。ですから、計算から行きますと、これが減税するものに対して、その六割がすでに収入増によつて補ひ得るわけでありまして、こゝういふわけですから、あとの四割が収入減となるわけでありまして、これを十割としまし、その四割は、今度の入場税の引下げは各映画会社、協会その他において全部入場料の引下げに充てるといふことになつておりますから、これは観覧者の方の負担が軽くなるわけでありまして、経営者には、入場税の引下げたものが転化されるものではないのであります。そのために入場者のふえることが實際想像できるのであります。この調査によりますれば、高い入場税が低下されただけで、入場税は必ずその年度の収入には達し得ると協會では強調

しております。それをごく内輪に見ましても、地方財政に及ぼす影響は私はないと確信しまして、その意味である筋に交渉したわけであります。ところがいまだにこれに対して承認を與えてくれないのであります。野村委員の質問に対して、木村国務大臣がお答えになりましたから、この機会に委員長として御報告申し上げます。

午後一時六分散会

昭和二十四年十二月十四日印刷

昭和二十四年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所